

議事日程第5号

平成24年3月16日（金）

第1 議案上程（議案第1号から第43号まで）

委員長報告（総務、教育厚生、産業建設、予算特別）

質疑、討論、表決

第2 継続審査事件の報告

議会広報特別委員会、質疑

本日の会議に付した事件

第1、第2は議事日程に同じ

第3 議案上程（議案第44号）

提案理由の説明（市長）、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第4 議会案上程（議会案第26号から第28号まで）

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

第5 継続審査事件の承認

出席議員（19人）

1番	三浦桂寿	2番	佐藤誠	3番	畠山富勝
4番	船橋金弘	5番	三浦利通	6番	佐藤巳次郎
7番	吉田直儀	8番	中田敏彦	9番	蓬田信昭
10番	安田健次郎	11番	米谷勝	12番	高野寛志
13番	古仲清紀	14番	土井文彦	15番	小松穂積
16番	中田謙三	17番	戸部幸晴	19番	笹川圭光
20番	吉田清孝				

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事務局長 江畑英悦

副事務局長　目黒重光
局長補佐　木元義博
主　　査　武田健一

地方自治法第121条による出席者

市　　長	渡　部　幸　男	副　市　長	伊　藤　正　孝
教　育　長	杉　本　俊比古	監　查　委　員	湊　忠　雄
総務企画部長	佐　藤　誠　一	市民福祉部長	加　藤　謙　一
産業建設部長	三　浦　源　蔵	企　業　局　長	佐　藤　　稔
総務企画課長	小　玉　一　克	船川港記念事業推進室長	大坂谷　栄　樹
財　政　課　長	田　原　剛　美	税　務　課　長	杉　本　　光
生活環境課長	齊　藤　　豊	子育て支援課長	天　野　綾　子
福祉事務所長	加　藤　　透	農林水産課長	佐　藤　喜代長
観光商工課長	山　本　春　司	建設　課　長	渡　辺　敏　秀
下水道課長	伊　藤　岩　男	病院事務局長	船　木　道　晴
会計管理者	伊　藤　敦	学校教育課長	西　村　　隆
生涯学習課長	鎌　田　和　裕	監査事務局長	杉　山　　武
農委事務局長	高　橋　郁　雄	企業局管理課長	船　木　吉　彰
選管事務局長	(総務企画課長併任)		

午後 2時31分 開 議

○議長（吉田清孝君） これより、本日の会議を開きます。

議事に入る前に市長より発言の申し出がありますので、これを許します。渡部市長
【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 本日の議事に入ります前に、特にお許しをいただきまして、ご報告を申し上げます。

男鹿みなと市民病院の常勤医師についてであります、このたび、4月1日から新たに1名、内科医として勤務いただくことになりました。これにより、来年度は常勤医師が13名となります。

今後とも良質な医療を提供し、経営健全化計画の早期達成に努めてまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力を願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

日程第1 議案第1号から第43号までを一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第1、議案第1号から第43号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求ることにいたします。最初に総務委員長の報告を求めます。6番佐藤巳次郎君

【6番 佐藤巳次郎君 登壇】

○6番（佐藤巳次郎君） どうも御苦労さまでございます。

総務委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

はじめに、議案第11号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、管理職手当を勤務に応じて定額とするため、本条例の一部を改正するものであります。

委員より、第1点として、定額化としなければならない理由と積算根拠について質疑があり、当局から、定額化とする理由については、平成18年の地方自治法改正では、給与表が大幅に見直しされ、本市では9級制が7級制となったものである。また、

同年度の県人事委員会からの管理職手当定額化見直し勧告を踏まえ、今回改めるものである。管理職手当定額の積算根拠については、課長等各役職給与号級の中位の数値を標準とする趣旨を踏まえ、平均支給額を定額化の基礎数値としたものであるとの答弁があったのであります。

第2点として、月額上限割合を100分の25に改める考え方について質疑があり、当局から、医療職における管理職手当については、医師確保の観点から支給割合を国に準拠するものである。また、その割合は、人事院勧告において示された定額化する際の最高上限であるとの答弁があったのであります。

第3点として、実支給額を定額の2分の1支給とする考え方について質疑があり、当局から、平成24年度は行政改革に基づき減額支給したいものであるが、25年度の対応については、現時点では未定である。今後、行政改革の見直しとあわせ、協議・検討してまいりたいとの答弁があったのであります。

さらに、総務委員会の総意として、県内の状況を見ると最も低いところに位置しており、職員を指揮・監督する管理職の士気に影響を及ぼすことから、ぜひ改善していただきたいとの提言があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第12号男鹿市市税条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方税法等の一部改正に伴い、たばこ税の税率及び個人住民税の均等割等を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第13号男鹿市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、私人にも普通財産を減額譲渡できるようにするため、本条例の一部を改正するものであります。

委員より、第1点として、減額譲渡の具体的対応について質疑があり、当局から、どのような事項に対し減額譲渡していくのかについては、市の重要な施策の推進に資するものとして、子育て支援や定住対策並びに福祉施策の観点から、子育て世帯や障害者の方々などの居住用として譲渡する場合などに減額できることを要綱で定めてい

きたいとの答弁があったのであります。

第2点として、減額割合の考え方について質疑があり、当局から、減額割合についても要綱で規定するものであるが、その割合については、本市の減額譲渡制度と同様の趣旨で制定されている県の減額譲渡制度において、船越内子団地内の土地を含む県有普通財産の減額割合を25パーセントとしたものであり、同一団地内での整合性を図る観点などから同率としたものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第14号男鹿市土地開発公社の事業の総合調整及び助成等に関する条例を廃止する条例についてであります。

本議案は、男鹿市土地開発公社の解散に伴い、本条例を廃止するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第15号男鹿市わかみふれあい創明館条例を廃止する条例について、議案第16号男鹿市集会施設条例の一部を改正する条例について及び議案第27号若美歴史学習交流館の指定管理者の指定についてであります。

まず、議案第15号については、わかみふれあい創明館及びわかみふれあい創明館横長根分館を廃止するため、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第16号については、潟端地区集会施設、釜谷地地区集会施設、柳原地区集会施設及び石田川原地区集会施設を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

また、議案第27号については、若美歴史学習交流館の指定管理者として、渡部町内会を指定するものであります。

本3議案とも、若美地区における集会施設の管理運営に関する事から、一括上程、一括審査したものであります。

委員より、第1点として、無償譲渡に向けた対応について質疑があり、当局から、若美地区における指定管理施設については14施設となっており、これまで行政改革大綱に基づき無償譲渡に向け、若美地区町内会長連絡協議会や指定管理が終了する町内会へ出向き説明するなど、ご理解を得らるよう努めてきたところである。そのうち、本年3月31日をもって指定期間が終える、潟端地区集会施設など5集会施設につい

て無償譲渡するものであるが、渡部町内会については、その方向性が示されていないことから改めて指定管理するものであるが、他町内会との整合性を図る上でも、引き続きご理解を得られるよう銳意努力していきたいとの答弁があったのであります。

第2点として、無償譲渡を受け入れない理由について質疑があり、当局から、指定管理者である渡部町内会は、当該指定管理施設の建物が大きいことから、修繕費等への対応に懸念を抱いている状況にある。このことから、今後できるだけ早く無償譲渡を受け入れてもらえるよう、活用できる補助金などを提示しながら対応していきたいと考えているとの答弁があったのであります。

さらに委員より、意見として、さきに合併協定で唯一調整がついていなかった町内会交付金（案）が示されている。苦渋の選択の中から提案されているものであることから、これらの活用も図りながら、無償譲渡に向け努力していただきたいとの提言があったのであります。

以上の審査経過により、本3議案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第26号光通信網整備工事請負契約の変更についてであります。

本議案は、昨年の6月定例会で議決を経た、光通信網整備工事請負契約の一部を変更するものです。

委員より、加入状況及び普及率向上対策について質疑があり、当局から、市で整備している光通信網の接続可能地域の加入状況は、2月末現在、戸賀地区で3.3パーセント、椿地区で12.6パーセント、野石地区で13.5パーセントなどとなっている。今後、市内全域において光ファイバーによる超高速通信網が整備されることから、大容量通信を利用し、本庁、若美総合支所、各出張所間では行政情報システムの共有、小中学校での画像資料の高速ダウンロード、観光ブログ、動画配信の高画質化など幅広い活用を図りながら、普及率向上に向け銳意努力していきたいとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。12番高野寛志君

【12番 高野寛志君 登壇】

○12番（高野寛志君） 教育厚生委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第17号男鹿市公民館条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地域主権改革による社会教育法の一部改正に伴い、公民館運営審議会委員の委嘱の基準を条例で定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について委員より、公民館運営審議会の委員構成について質疑があり、当局から、委員構成については、現在、学識経験者2名、婦人会から1名、生涯学習奨励員1名、スポーツ推進委員1名、PTA連合会から1名、民間活動団体から1名の計7名で構成されているとの答弁があったのであります。

さらに委員より、運営審議会委員の増員は考えていないものかとの質疑があり、当局から、運営審議会委員の任期は平成25年3月31日までとなっているもので、増員については任期満了時に検討してまいりたいとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第18号男鹿市立図書館協議会条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地域主権改革による図書館法の一部改正に伴い、図書館協議会委員の任命の基準を条例で定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第19号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、介護保険法に基づく男鹿市介護保険事業計画の見直しに伴い、平成24年度から平成26年度までの介護保険料率を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について委員より、第1点として、介護保険特別会計決算では、これまで毎年黒字となっているが、保険料を引き下げる要因はなかったものかとの質疑があり、当局から、第5期介護保険事業計画においては、昨年12月補正時点での介護保険財政調整基金約1億3千万円をほぼ全額取り崩して保険料軽減に努めたものである。また、今年度末までの基金残額とあわせ、平成23年度決算見込み額については、第5期事

業計画で給付費をこれまで以上に厳しく精査して見込んだもので、次年度以降の給付費の伸びが不確実なこともあります、その場合の財源として留保しておきたいとの答弁がありました。

さらに委員より、今年度末の介護保険財政調整基金を保険料の軽減に充てることで、引き上げは避けられると考えられる。たとえ137円の引き上げだとしても、少ない年金で生活している高齢者等のことを考えれば、本条例改正案については容認できないとの意見があったのであります。

第2点として、24時間対応の地域巡回サービス等への対応について質疑があり、当局から、このサービスについては、要介護高齢者を居宅で介護するため、訪問介護と訪問看護が連携し、定期巡回型訪問と随時の対応を行うもので、新たに4月から導入されることとなるが、人口が集中している都市部では需要と供給があるものと推測されるが、本市の場合、利用者ニーズが少ないとから、事業者においても経営面等から見て実施は困難な状況と考えているとの答弁があったのであります。

第3点として、法改正後の要支援者へのサービスについて質疑があり、当局から、4月から配食・見守りなどを含めた日常生活支援総合事業が地域支援事業の選択肢として導入される。このサービスについては、事業の詳細がまた国から具体的に示されていないことから、現段階では導入について検討できる状況ではないとの答弁があったのであります。

さらに委員より、この事業の詳細が具体的に示されていない段階で第5期事業計画を策定することに矛盾を感じるため、同調できないとの意見があったのであります。

以上の審査経過により、本案について起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第20号男鹿市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地域主権改革による地方公営企業法の一部改正に伴い、資本剰余金の処分を条例で定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上により、教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。5番三浦利通君

【5番 三浦利通君 登壇】

○5番（三浦利通君） 産業建設委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第21号男鹿市水道事業、ガス事業及び簡易ガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、根木浄水場増補改良事業に伴い、水道事業の給水人口及び1日最大給水量を変更するほか、地域主権改革による地方公営企業法の一部改正に伴い、利益の処分及び資本剰余金の処分を条例で定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第22号男鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第23号男鹿市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、市営住宅内子第3団地に建設中の公営住宅4戸について、設置及び駐車場使用料を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第24号男鹿市単独市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、船川港金川字姫ヶ沢地内に建設中の単独市営住宅の名称及び位置を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について委員より、姫ヶ沢の地番は地籍調査が入って確定したものかどうかとの質疑があり、当局から、これについては市有地の中で測量し、確定したもので、地籍調査後も番地は変わらないものであるとの答弁があったものであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第25号男鹿市単独子育て市営住宅条例の一部を改正する条例について

であります。

本議案は、船川港金川字姫ヶ沢地内に建設中の単独子育て市営住宅の位置を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第28号男鹿市下水道事業特別会計への繰入れについてから議案第30号男鹿市漁業集落排水事業特別会計への繰入れについてまでの3件についてであります。

本3件は、平成24年度男鹿市一般会計から平成24年度男鹿市下水道事業特別会計へ6億円以内を、平成24年度男鹿市一般会計から平成24年度男鹿市農業集落排水事業特別会計へ5千800万円以内を、平成24年度男鹿市一般会計から平成24年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計へ6千万円以内を繰入れするものであり、一括上程、一括審査したものであります。

本3件については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第31号市道の廃止及び議案第32号市道の認定についての2件についてであります。

本2件は、土地改良事業等に伴い、芭蕉線など14路線、延長6千794メートルの市道を廃止するとともに、宮沢新田・石田川原新田線など16路線、延長1万123メートルを市道に認定するものであり、一括上程、一括審査したものであります。

本2件については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。1番三浦桂寿君

【1番 三浦桂寿君 登壇】

○1番（三浦桂寿君） 予算特別委員会に付託されました議案第1号から第10号まで及び第33号から第43号までの審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、去る6日開会し、各補正予算並びに新年度予算について補足説明を受け、質疑を行ったのであります。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点に

についてご報告申し上げます。

第1点として、総合運動公園多目的広場改修事業において、総合計画及び過疎計画にも定められていない事業を実施することとしたその経緯とあわせ、事業計画及び利用計画の見通しと、その経済効果及び財源内訳について。

第2点として、なまはげ館2期工事について、影絵の展示ができなくなった経緯とあわせ、実施設計における契約内容と今後の対応及び責任の有無について。

第3点として、平成24年度農業施策としての具体的支援事業の内容及び男鹿産減農薬米の位置づけについて。

第4点として、学校給食施設における食材に対しての放射能測定器の購入について。

第5点として、社会资本整備総合交付金事業等における事業内容と市道整備計画の補助率及び財源内訳、さらに、市内経済において、法人市民税の歳入状況からの景気の動向とあわせ、建設業者の増減等について。

第6点として、根木浄水場増補改良事業の全体計画、事業内容及び一般会計からの出資金について。

第7点として、子育て応援米の今年度の支給状況と未申請者の対応について。

第8点として、不法投棄監視清掃事業の費用、雇用者数及び投棄物の処理状況について。

第9点として、観光誘客宣伝事業において、中長期的な観光振興に携わる人材の雇用に対する今後の考え方について。

第10点として、地産地消の取り組み支援事業における食材の安定供給と生産者、地産地消推進店との意見交流会等の開催について。

第11点として、製材業人材育成事業における人材育成の考え方と事業の委託先について。

第12点として、男鹿みなと市民病院におけるジェネリック医薬品の処方を希望する患者への対応について。

第13点として、小学生体育向上の事業内容と各学校プールの安全管理について。

第14点として、学校支援員の実態と今後の支援員採用の考え方について。

第15点として、海フェスタ開催に伴う意思確認とあわせ、事業目的、事業費の積算、誘客数の見込み、経済効果及び他市町村との連携について。

第16点として、国有資産等所在市交付金が大幅に減額されているが、今後の財政運営の中長期的な見通しとあわせ、財政調整基金及び財政計画に対する考え方について。

第17点として、震災がれき処理の受け入れ態勢と今後の対応についてなどの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしましたのであります。

各分科会ともすべての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第1号から第10号まで及び第33号から第43号までについては、原案のとおり可決及び承認すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、ただいま高野寛志君ほか2名の方から、議案第33号平成24年度男鹿市一般会計予算に対する修正案が提出されました。

この際、提出者の説明を求めます。12番高野寛志君

【12番 高野寛志君 登壇】

○12番（高野寛志君） 私から、議案第33号平成24年度男鹿市一般会計予算に対する修正案について、提案理由の説明をいたします。

総合運動公園多目的広場改修事業については、去る2月17日に産業建設委員会に初めて説明があつただけであり、その後、議会全員協議会や各会派などに説明や報告もなく、唐突に今議会に提出されたものであります。

3億9千480万円という多額の予算を伴う大事業が、市議会に対し、全く合意形成の手順を踏まないで執行しようとする市当局のやり方、手順は、明らかに議会軽視であり、間違いあります。

また、この事業計画については、議会基本条例の趣旨にかんがみて、

- 1、事業の必要性・緊急性
- 2、費用対効果の見通しと将来にわたる財政負担
- 3、利用客の動向と利活用の予測

4、総合計画や過疎計画との整合性

等々、多方面からの検討・審議を要する事業であり、今回のように拙速かつ生煮えの状態で提案すべきではないと思うのであります。

以上のような理由から、このたびの予算については修正すべきであり、議員各位のご賛同を心からお願い申し上げます。

以上です。

○議長（吉田清孝君）　これより各委員長及び議案第33号修正案提案者に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君）　質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は通告がありますので、発言を許します。3番畠山富勝君の発言を許します。

3番

○3番（畠山富勝君）　本修正案に対する反対の立場から討論をいたします。

本定例会において最も論議を費やした多目的運動広場の改修事業については、確かに對議会に提案するに至るまでには当局の不備もありましたが、スポーツ施設の整備により、市民スポーツの振興、体力健康づくりを図ることは極めて大事な施策と考えます。また、当局の主張する交流人口の拡大、市の活性化をねらいとする施策を展開する面においては、施設の整備は急務と思います。

よって、この修正案には反対するものであります。議員の皆さんのご賛同をお願い申し上げ、修正案に対する反対討論といたします。

○議長（吉田清孝君）　次に、7番吉田直儀君の発言を許します。7番

○7番（吉田直儀君）　私は、ただいま提出された本修正予算案に対して賛成の立場で討論させていただきます。

この提案が賛成の立場でございますので、議員の皆さんからは若干の時間を借りて篤と申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ただいまのこの提案者からの提案理由説明がありましたように、まさしくも全くそのとおりであります。私からも、平成24年度一般会計当初予算案の当該箇所の原案について修正すべき数点について疑義がありますので、その点を述べます。

まず、その第1点は、この事業の計画性と提案のあり方についてであります。本市の総合計画と、本市は過疎の指定を受けた過疎計画の双方にその計画が計上されておりません。また、しかもこの事業計画予算案は、当局の原案ができ、提出直前に急遽、所管の産業建設委員会協議会に示され、議会全員協議会での事前協議は全くなかつたものであります。こうした唐突と言える提案の仕方は、全く議会を、軽視はおろか、完全無視した暴挙と言わざるを得ません。この予算案事項は、議員の皆さんもご承知のとおり、市長の政策的予算、しかもその性質からしても、投資的経費であります。その事業費予算額も何と4億円弱であります。それをひそかに計上されておりました。

次に、第2点として、その必要性と緊急性についてであります。

その必要性は全くありません。なぜなら、現に総合運動公園の中にある、あの立派なスタンドと、その階下に管理施設の整った陸上競技場の芝生のフィールドがあります。また、もう一つは、市立病院側のマリンパークの中に、それもまた立派な芝生の管理された多目的広場でサッカー場が2面もとれる、毎年、各種大会が開催されています。それ以外に、今この予算で建設しようとする多目的広場、これも総合運動公園内にある野球場の後方にある高台のサッカー場等のサブグラウンドとして使用している、ここにこの建設しようとするものであります。しかるべきして、この多目的広場は全くその必要性もなく、緊急性もございません。

市長は、その必要性について、あるいは緊急性の中で、合宿の誘致や、また各種大会の開催、それらを誘致しようというが、この誘致すべき合宿や各種大会のため来市される、いわゆる男鹿市に来る場合の宿泊施設のない場所に、また、それも本市はこれから少子高齢化がどんどん進む中で、この交流人口増加には何らつながるものがないと思われます。

次に、第3点として、今年4月より施行される本市の議会基本条例の運用とともに、特に第8条にもありますように、議会審議のあり方をこの条例で求めています。しかし、本条例の施行以前の地方議会の本来の姿であり、行政当局にあっては、さきにも指摘したように行政手法としての取り扱いは極めて間違いがあり、市長には猛省を求めるものであります。

最後に、私はあえて市長に申し上げますが、あなたは今年1年が最後の任期です。先般のあなたの市長選において、市民との約束事が多々ありましたが、この事業構想

については一切触れておりません。それがなぜか、あと1年を残して、この唐突な事業予算の提案を、もろもろの理屈をつけておりますが、私から見ると極めてタイミングの悪い時期と事業費予算ではないかと疑いたく思います。また、市民から見ても、いろいろ意見が出るのではないかと想うかと。

以上の点を述べてまいりましたが、この提案されている修正予算案に対しては賛成いたしますが、また、本日の予算特別委員会冒頭において、市長から謝罪がありました。また、産業建設委員会にも出席して、そのミスを認めて謝罪しておりましたが、だとすれば、この予算は市長の大きな、重大なミスであると思います。私はそう認めます。よって、市長の責任は重大ではないかと思い、市長は今後どうその態度を表明するのか、また、みずからどう処分を考えているのか、今後に期待したいと思います。

以上のように私から提案した修正予算案に対して賛成討論いたしましたが、議員の皆さん全会一致による可決があつたこと、私ども議会の方向が正しかったという市民の負託にこたえる、そして評価するものではないかと思っております。皆さんによろしくお願い申し上げて、終わります。ご静聴ありがとうございました。

○議長（吉田清孝君） 次に、10番安田健次郎君の発言を許します。10番

○10番（安田健次郎君） 私は、議案第19号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例について、また、議案第36号男鹿市介護保険特別会計予算についての2つの議案について、関連があることから一括して、討論の許しがありましたので参加したいと思います。討論させていただきます。

その主な理由は、議案第19号、36号とも、計画がまだ定まらないのに予算が決まり、しかも、またまた保険料の引き上げが主な理由であります。

審議の中で明らかになったように、今までの積立金の残高約2千万円ほど少々と、今年度の予想される黒字額4千万円近くと想いますけれども、それらを見込むと、何ら引き上げをしなくても運営される計算が成り立つわけであります。しかも、国の法律改正といえども、引き上げの負担割合の比率が、第1号被保険者分1パーセントの引き上げ分が大きなものであります。市内のこの第1号被保険者の方々の所得は非常に低い層が多いと思います。今でも少ない年金から天引きをされ、困難な暮らしを強いられている状況であります。たとえ2.1パーセント、月137円であっても、年間に直しますと1千400円ほどになるわけであります。もともと第4期事業計画で

全県的に一番高いこの保険料にこのプラスをされると、ますます困難な状況になることは明らかであり、断じて認めるわけにはまいらないと思います。

第2点に、保険料のこの引き上げがあってもサービスの低下が懸念される問題あります。特に今までの認定の段階で介護度が引き下げられ、要支援1または2の方や、そして予防介護に当たる方々のサービスが、介護予防日常生活支援総合事業という名称で今度は市が責任を持って取り組まなければならぬわけありますけれども、この費用が6パーセントから3パーセントに引き下げられたことから、当然のごとく、サービスの低下が予想されるのは明らかであります。

第3点に、法の改定もなく、効率化という名のもとに、一定の講習等で介護士が医療行為できる仕組みにされることであります。このことは、利用者の不安や命にもかかわる問題でありますし、介護保険制度そのものに反するものであると思います。

第4に、地域包括ケアの目玉は24時間地域巡回型訪問サービスというわけでありますけれども、これらは名ばかりでありますし、質疑の中でも明らかになりましたように、今までほとんど利用すらされていない状況であります。これは、介護保険制度そのものの崩壊を非難される問題でもあるわけであります。

以上申し上げましたように、低所得者層には重い負担でありますし、保険料の引き上げ、そして介護認定外し、利用者への不安、命の問題、サービスの低下など主な要点だけを申し上げましたが、議員各位のご賛同を心からお願いを申し上げ、討論いたします。

○議長（吉田清孝君） 以上で、通告による討論は終結いたしました。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、高野寛志君ほか2名の方から提出されました議案第33号平成24年度男鹿市一般会計予算に対する修正案について、採決いたします。

この修正案の採決は、会議規則第71条により、出席議員3名からの要求があり、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を行います。

（議場閉鎖）

○議長（吉田清孝君） ただいまの出席議員数は18人であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（吉田清孝君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 投票用紙の配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（吉田清孝君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本件を可とする諸君は「賛成」、否とする諸君は「反対」と記載の上、職員の点呼に応じ、順次投票願います。

なお、投票中、賛成・反対を表明しない投票及び賛成・反対が明らかでない投票は、会議規則第72条第2項の規定により、反対とみなします。

点呼を行います。

（職員氏名点呼）

1番 三浦桂寿さん	2番 佐藤誠さん	3番 畠山富勝さん
4番 船橋金弘さん	5番 三浦利通さん	6番 佐藤巳次郎さん
7番 吉田直儀さん	8番 中田敏彦さん	9番 蓬田信昭さん
10番 安田健次郎さん	11番 米谷勝さん	12番 高野寛志さん
13番 古仲清紀さん	14番 土井文彦さん	15番 小松穂積さん
16番 中田謙三さん	17番 戸部幸晴さん	19番 笹川圭光さん

○議長（吉田清孝君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○議長（吉田清孝君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に笹川圭光君、船橋金弘君、古仲清

紀君を指名いたします。よって、以上の諸君の立ち会いを願います。

(開 票)

○議長（吉田清孝君） 投票の結果をご報告いたします。

投票総数 18 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、賛成 5 票

反対 13 票

以上のとおり、反対多数であります。よって、議案第 33 号平成 24 年度男鹿市一般会計予算に対する修正案は否決されました。

次に、原案である議案第 33 号平成 24 年度男鹿市一般会計予算について、採決いたします。

本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（吉田清孝君） 起立多数であります。よって、議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例について及び議案第 36 号平成 24 年度男鹿市介護保険特別会計予算についてを一括して採決いたします。

本件は起立により採決いたします。本 2 件に対する委員長の報告は可決であります。本 2 件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（吉田清孝君） 起立多数であります。よって、議案第 19 号及び第 36 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 1 号から第 18 号まで、第 20 号から第 32 号まで、第 34 号、第 35 号及び第 37 号から第 43 号までを一括して採決いたします。

本 40 件に対する委員長の報告は可決及び承認であります。本 40 件は、各委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号から第 18 号まで、

第20号から第32号まで、第34号、第35号及び第37号から第43号までは、原案のとおり可決及び承認されました。

日程第2 継続審査事件の報告

○議長（吉田清孝君） 日程第2、継続審査事件の報告を議題といたします。

議会広報特別委員会委員長から、会議規則第45条第2項の規定により、中間報告をいたしたいとの申し出がありますので、これを許します。議会広報特別委員長の報告を求めます。14番土井文彦君

【14番 土井文彦君 登壇】

○14番（土井文彦君） 議会広報特別委員会に関するこれまでの経緯と審査の概要について、男鹿市議会会議規則第45条の規定に基づき、中間報告を申し上げます。

本特別委員会は、平成22年4月臨時会において、議会だより編集等に関する件を付議事件とし、委員6人をもって設置されたもので、委員長には私が、副委員長には佐藤誠委員が選任されたものであります。

平成22年4月30日に第1回の委員会を開催し、これまで18回の委員会開催と、新たな議会広報の足がかりとして、平成22年11月15日から16日に、議会広報全国コンクール最優秀賞を獲得した福島県広野町及び中核市議会議長会の議会広報最優秀賞を獲得した、いわき市への行政視察を実施したものであります。

本特別委員会は、毎定例会終了後、委員会を開催し、議会だよりの編集について、紙面の割り付けや掲載項目及び執筆者の選定を協議した後、委員個々が執筆し、発行前に再度、委員会において紙面の最終確認を行っているものであります。

議員改選後、これまで議会だより23号から30号までを発行しておりますが、この議会だより編集に際しては、市民と議会をつなぐ架け橋として、市民の皆様に対して議会での審議内容を正確かつ読みやすく、わかりやすさを大切にしながら、親しまれる紙面づくりを念頭に、委員全員力を合わせて編集に当たってまいりました。

前回は表紙2色刷りと他紙面単色刷りでしたが、これまでの広報特別委員会で培った紙面内容と活動努力を継承しつつ、今回は同予算にて全ページ2色刷りとし、さらに四季4色のイメージカラーを取り入れて、市民の目に止まりやすい紙面としたものであります。

また、各定例会の日程や議会の豆辞典を掲載し、議会をより理解いただけるように工夫いたしました。

以上が、本特別委員会設置におけるこれまでの活動状況であります。

○議長（吉田清孝君） これより委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第44号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第3 議案第44号を上程

○議長（吉田清孝君） 日程第3、議案第44号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） ただいま議題となりました、議案第44号教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、教育委員会委員の鈴木錦一氏が本年5月10日をもって任期満了となりますので、後任として、山本貴紀氏を任命いたしたいというものです。

皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田清孝君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員

会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第44号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。山本貴紀氏の教育委員会委員の任命については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件については同意することに決しました。

日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第26号から第28号までが提出されました。この際、本3件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本3件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第4 議会案第26号から第28号までを一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第4、議会案第26号から第28号までを一括して議題といたします。

職員に議会案を朗読させます。

【職員朗読】

議会案第26号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書

議会案第27号 公的年金2.5%の引下げに反対する意見書

議会案第28号 最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める意見書

○議長（吉田清孝君） お諮りいたします。本3件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本3件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第26号から第28号までを一括して採決いたします。本3件については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議会案第26号から第28号までは、原案のとおり可決されました。

住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書

東日本大震災は、かつて経験したことがない甚大な被害をもたらした。今、被災者の救援や原子力発電所の事故対策、被災地の復旧・復興に向けた取り組みが懸命に進められ、支援は全国各地に広がっている。国や地方自治体の職員は、大震災発生直後から懸命の救援活動にあたり、燃料確保やインフラ復旧、物流の復活、医療活動などを通じて、被災者の生命を支えている。このように、今回の大震災では各地域において、国が果たすべき責任と役割や公務・公共サービスの重要性が改めて明らかになった。

国の機関では、大震災からの復旧・復興にあたり、全ての地方出先機関が本省と一体となって役割を発揮している。しかし、政府は地域主権改革を声高に主張し、国会は「地域主権改革」一括法（第1次・第2次）を昨年4月と8月に相次いで成立させた。また、平成22年12月に閣議決定した「アクション・プラン」に基づき、今通常国会に国の出先機関を原則廃止する法案を提出するとしている。独立行政法人についても、平成22年12月に閣議決定した基本方針で削減・廃止を前提の見直しを画策している。さらには、大震災からの復興を機に財界自らが「究極の構造改革」と称する道州制導入や広域合併を推進しようとしている。

東海地震や東南海・南海地震の発生が確実視され、東北地方太平洋沖地震の発生により、地震活動の活発化も指摘される中で、国に求められることは、防災対策などで地方自治体と一体となって住民の生命を守り、安全・安心を確保する責任と役割を発揮することである。出先機関の原則廃止をはじめとする地域主権改革や独立行政法人の廃止は、地域において国が果たすべき責任と役割を曖昧にするもので、政府の使命に反するとともに、憲法第25条の完全保障を求める国民的 requirement にも背くものである。復興対策を強力に推進するうえでも、否定的な影響をもたらすと言わなければならぬ。

よって、次の事項について実現されるよう強く要請する。

記

- 1 憲法第25条の完全保障を実現するため、国と地方の共同を強めるとともに、公務・公共サービスの体制・機能の充実を図ること。
- 2 国の出先機関を原則廃止する「アクション・プラン」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を見直し、防災対策など、住民の安全・安心を確保するために必要な国の出先機関や独立行政法人の体制・機能の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年3月16日
秋田県男鹿市議会
議長 吉田清孝

衆議院議長 横路孝弘様
参議院議長 平田健二様
内閣総理大臣 野田佳彦様
総務大臣 川端達夫様
財務大臣 安住淳様

公的年金2.5%の引下げに反対する意見書

厚生労働省は、「特例水準」を解消するとして、3年間で2.5%の年金引下げを行おうとしている。

当時、政府は高齢者の生活実態と経済への悪影響を考慮して、年金額を据え置いたものであり、適切な措置であったと思う。

しかるに今回、高齢者を取り巻く環境は当時と比較しても、ますます厳しさを増しているにもかかわらず、「特例水準解消・2.5%削減」を強行することは、高齢者の生活を守る立場からも、地域経済を活性化する立場からも認めることはできない。

以上の趣旨にかんがみ、次の事項の実現を強く求める。

記

1 公的年金の2.5%削減は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年3月16日
秋田県男鹿市議会

議長 吉田清孝

内閣総理大臣 野田佳彦様

厚生労働大臣 小宮山洋子様

最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める意見書

今や日本の労働者の3人に1人は非正規、4人に1人は年収200万円以下のワーキング・プアである。これでは、車や家電製品を購入する人が減るのも当然である。家計は厳しく、ものは売れず、生産は縮小し、それが雇用破壊と企業の経営危機を招いている。収入が不安定なため結婚できず、子どもを産み育てられない人も増えている。低賃金の蔓延を放置し続ければ、社会の基盤が崩壊しかねない事態となっている。

東日本大震災からの復興も大きな課題である。国と自治体をあげての取り組みが行われているが、まともに暮らせる賃金、専門性に見合った賃金が保障された雇用機会がなければ、人々の生活再建も地域の復興も進まない。今の最低賃金は、東京で837円、震災被災地の岩手が645円、秋田は647円である。フルタイムで働いても月10万円から13万円では、まともな暮らしはできず、大幅な引き上げが必要である。この問題意識は、使用者団体にも共有され、2009年には政労使間で「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1000円を目指す」という「雇用戦略対話合意」が成立している。地域間格差も大きな問題である。昨年、秋田県の地域別最低賃金は、時間額2円の引き上げであったが、東京は16円、全国平均では7円の引き上げであった。昨年単年度で開きは大きかったわけであるが、この5年間で秋田県は時間額37円の引き上げであったが、東京は118円、全国平均では64円引き上がっており、年々格差が拡大している。これでは、若者の県外流出を止めるることは困難である。最低賃金の引き上げは、均等待遇実現に向けた賃金の底上げや、中小企業の下請単価の引き上げと適正利潤確保、地域間格差の是正と景気回復を図るために必要な施策である。政府は、中小企業予算の増加と支援策の拡充、公正取引確立に向けた中小下請企業関連の法改正や運用改善を大胆に進めるべきである。これらのこととは、与野党問わず公約に掲げられ

「ワーキング・プアは放置できない」と明言し、さらには中小企業対策の重要性が指摘されている。

以上を踏まえ、下記事項について、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

記

- 1 地域別最低賃金を大幅に引き上げること。
- 2 全国一律最低賃金制度確立を展望し、地域間格差を縮小させるための施策を進めるここと。
- 3 最低賃金の引き上げが進むよう、中小零細企業予算を増やし、経営支援策を拡充するとともに、中小零細業者の生活支援策を十分に講じること。

平成24年3月16日
秋田県男鹿市議会
議長 吉田清孝

内閣総理大臣 野田佳彦様
厚生労働大臣 小宮山洋子様

日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。継続審査事件の承認を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第5 継続審査事件の承認

○議長（吉田清孝君） 日程第5、継続審査事件の承認を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第103条の規定により、議会の運営に関する事項、

議長の諮問に関する事項及び所管事項の調査について、平成25年3月定例会まで、閉会中の継続審査にいたしたいとの申し出があります。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事項の審査及び調査は、平成25年3月定例会まで、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（吉田清孝君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて3月定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 3時40分 閉 会

会議録署名議員

議長 吉田清孝

議員 蓬田信昭

議員 安田健次郎